

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の基本方針

令和 8 年 10 月 1 日

1. はじめに

学校法人暁学園（以下「本学園」という。）は、学園綱領「人間たれ」を基盤として、人を愛し、学問を愛し、美を愛する豊かな人間を育成するため、様々な面から充実した教育環境を整え、進化を続けています。

そのような中、採用活動等において本学園の教職員が優越的な地位等によって求職者や教育実習生等（以下「求職者等」という。）に不利益や不快感を与える行為は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく信頼関係を損なうものであり、許されるものではありません。本学園では、このようなハラスメントを一切容認せず、求職者等の皆様が安心して就職活動等を行えるよう、組織的な未然防止に取り組んでまいります。

2. 求職者等セクシュアルハラスメントの定義

採用選考など面談等を受ける求職者等に対し、本学園の教職員が「職務上の地位や優越性を背景とした性的な言動によって求職者等の活動を阻害する行為」を求職者等に対するセクシュアルハラスメントと定義し、以下に例示します（これらに限定するものではありません）。

- ・採用確約の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為
- ・性的な質問や交際相手の有無を確認すること
- ・身体への不必要な接触や言動
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動
- ・採用活動以外で応募者の個人アカウントを勝手に利用する行為

3. 求職者等セクシュアルハラスメントへの対応姿勢

教職員が求職者等と接する際は以下のルールを厳守するとともに、教職員が決してセクシュアルハラスメントの加害者とならないよう組織的に取り組みます。

- ・面談場所の限定 面談は学園内施設とします。
- ・面談時間の制限 面談時間は曜日にかかわらず通常の勤務時間内を原則とします。
- ・連絡手段の指定 代表電話、代表メールアドレス又は職員公式アカウントとします。
- ・相談窓口の設置 求職者等の皆様からの相談を受け付ける窓口を設置します。相談した事実を理由に不利益な取り扱いは一切行いません。
- ・迅速な事後対応 相談があった場合、迅速かつ正確に事実確認を行います。被害が確認された場合は速やかに行方者との引き離し等の配慮を行い、違反行為者に対する厳正な対処を行うとともに、再発防止に向けた措置を講じます。
- ・個人情報の保護 ご相談の内容や個人情報は、本人の同意なく開示することは一切いたしません。

4. 相談窓口

学校法人暁学園 求職者等ハラスメント相談窓口（総務部長）

TEL059 - 337 - 2345 Mail h-daihyo@akatsuki.ed.jp

理事長 喜岡 渉